

19 高建管第 1073 号
平成 20 年 3 月 24 日

各建設工事関係入札取扱機関長 様

建設管理課長

最低制限価格事後公表制への移行に伴う留意事項について（通知）

平成 20 年 4 月 1 日から最低制限価格（低入札価格調査制度における調査基準価格を含む。以下同じ。）の取扱いが事前公表から事後公表へ変更となりますが、入札・契約事務における留意点は下記のとおりですので、適正な取扱いをお願いします。

なお、高知県土木行政総合情報システムにおける取扱いの留意点については、別途土木部建設管理課イントラ（契約事務ハンドブック）に掲載してありますので、参照してください。

記

1 予定価格調書調製要領

- (1) 予定価格作成者は、予定価格を記入した際（予定価格調書に最低制限価格は未記入）決裁を受ける前に契約担当者に予定価格調書のコピーを手渡し、その後予定価格調書に最低制限価格を記入して、決裁権者の決裁を受ける。
契約担当者は、当該予定価格調書のコピーの予定価格を確認のうえ公告等の事務処理を行う。予定価格調書のコピーは、公告等の決裁文書に添付する。
- (2) 決裁権者は、予定価格及び最低制限価格を決定し、予定価格調書を決裁した後、封筒に封印する。封印封筒は通常の事務用封筒で差し支えないが、表面に予定価格調書と明記し、工事（業務）番号、工事（業務）名を併記して、決裁権者の割印により封印すること。
- (3) 決裁権者は、複数の事業の予定価格調書を同時に処理する場合には、封筒への入れ間違いには特に注意すること。予定価格調書の入った封印封筒は、漏洩がないよう、入札日まで厳重に保管する。
- (4) 決裁の段階で予定価格が変更となる場合には、当該予定価格調書は破棄（シュレッダー処分とする。）し、予定価格作成者に指示のうえ、(1)からやり直す。

2 入札時留意事項

- (1) 予定価格調書は封印されているので、工事（業務）番号、工事（業務）名を確認後開封のうえ、「建設工事競争入札事務の手引」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 高建管第 810 号土木部長通知）の「予定価格事前公表のない入札の場合の取扱い」に従い、予定価格調書記載内容の確認を行う。この確認は、担当者、立会人の双方で行う。
- (2) 複数の入札を同日に行う場合には、予定価格調書の開封は、その入札を行う工事（業務）と他の工事（業務）を間違わないよう、よく確認する。
- (3) 予定価格調書の記載内容確認は、予定価格、最低制限価格の両方について行う。ただし、予定価格については、事前公表のため既に確認済みの場合は不要である。
- (4) 予定価格調書記載内容に誤りがない場合には入札の実施に移る。何らかの不備がある場合には入札実施を直ちに中止（延期）し、入札参加者には、「予定価格調書に不備があり、入札を延期する」旨を宣言して終了する。
- (5) 予定価格調書は、直ちに誤りを訂正して再調製する。
延期された入札の入札参加者は当初入札の入札参加者と同一とし、入札参加資格確認通知書（一般競争入札）又は指名通知書（指名競争入札）で新たな入札執行日時を通知する。一般競争入札での再公告は行わない。
一般競争入札参加資格確認通知書を高知県土木行政総合情報システム帳票によっている場合には、入札日時の印字がされないため、別途調製する必要がある。
- (6) 設計書等の閲覧は、予定価格調書を訂正し入札をやり直す場合でも、設計金額の変更がない限り改めては行わない。

3 予定価格調書の保管要領

- (1) 封印後の予定価格調書は、予定価格調書決裁権者が責任を持って厳重に保管し又は保管させる。
- (2) 入札日当日、予定価格調書決裁権者は入札執行担当者に予定価格調書を手渡す。直接担当者に手渡すことで差し支えなく、次長（班長）等の立会人を介する必要はない。
- (3) 入札執行担当者は、封筒に記載の工事（業務）番号、工事（業務）名と入札を行う工事（業務）とを照合し、当該入札の予定価格調書に間違いがないことを確認のうえ、入札に臨む。

4 その他留意事項

- (1) 予定価格調書と開封済みの封筒は、入札終了後入札関係書類と一緒に保存する。
- (2) 同一時間帯に複数の入札を執行しようとするとき、万一入札が行われる工事（業務）と開封した予定価格調書が相違していた場合には、当該入札は直ちに中止（延期）することになるが、入札参加者に何らかの事情で予定価格調書の内容が漏れた場合を除いて、予定価格調書自体の再調製は必要ないこと。
- (3) 万一予定価格調書記載の予定価格と事前公表済みの予定価格が相違していた場合は、当該入札は直ちに中止（延期）すると共に、一般競争入札では公告、指名競争入札では閲覧用指名通知からやり直す。ただし、入札参加者は当初入札の入札参加者と同一

でなければならないことから、一般競争入札での再公募、指名競争入札での別の入札参加者の指名は行わない。

- (4) すべての一般競争入札総合評価方式は低入札価格調査制度によらなければならない、最低制限価格ではなく、調査基準価格を設定しなければならない。

総合評価方式一般競争入札の予定価格調書調製において、調査基準価格を最低制限価格と誤記載すると、予定価格調書の瑕疵となって入札中止（延期）となるので、十分注意すること。